

(土地の譲渡しに係る所得税等の軽減)

第二十三条 省略

(土地の譲渡しに係る所得税等の軽減)

第二十三条 同上

2 前項に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の所有権の取得の登記については、租税特別措置法の定めるところにより、登録免許税を軽減する。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第二百七十五条 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

(減価償却の特例)

第六条 次に掲げる者は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

一・二 省略

(減価償却の特例)

第六条 同上

一・二 同上  
三 第四条第五項の規定による認定を受けた者

四 第四条第六項の規定による認定に係る同項に規定する特定会社又は同項の規定による認定を受けた公益法人

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二百七十六条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

(趣旨)

第一条 この法律は、税関手続を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）その他関税等に関する法令及び通関業法（昭和四十一年法律第三十七号）その他の関税等に関する法令及び通関業法（昭和四十二年法律第三十七号）

(趣旨)

第一条 この法律は、税関手続を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）、石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）その他関税等に関する法令及び通関業法（昭和四十二年法律第三十七号）

二年法律第二百二十二号の特例を設けるとともに、電子情報処理組織により処理される国際貨物業務の適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第一百七十七条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条 削除

(課税の特例)

第七条 第四条第五項の認定を受けた食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等(以下「認定事業協同組合等」という。)が、認定計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定計画で定める試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定事業協同組合等が、認定計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定計画で定める試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例のあるものとする。

3 認定事業協同組合等が、認定計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、当該認定計画で定める試験研究の費用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額又は連結所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一百七十八条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第十九条 削除

第十九条 承認事業者等が承認事業計画に従つて行う第一条第四項第一号に掲げる

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）  
第一百七十九条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律  
第四十七号）の一部を次のように改正する。

（課税の特例）  
第十条 省 略

（課税の特例）  
第十条 同 上

特定事業活動のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるものについては、同法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。  
2 承認事業者等が承認事業計画に従つて行う第二条第四項第三号、第四号又は第七号に掲げる特定事業活動については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（課税の特例）  
第十条 同 上

2 組合等が、認定研究開発等事業計画で定める賦課の基準（以下単に「賦課の基準」という。）に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該認定研究開発等事業計画に従つて実施する研究開発等事業に係る試験研究（以下「認定研究開発等事業計画に係る試験研究」という。）に必要な機械及び装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。  
3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し認定研究開発等事業計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。  
4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、認定研究開発等事業計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額又は連結所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

6 | 5 | 同 上

**第一百八十二条** 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（源泉徴収所得税等）

**第七十六条** 更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（源泉徴収所得税等）

**第二百四十二条** 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第二百八十二条** 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、同条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十六条又は第二百四十二条の規定を適用する。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

**第二百八十二条** 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十一条）の一部を次のように改正する。

（第十九条 削除）

**第十九条** 第二条第五項第六号に掲げる者であつて第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化等円滑化商工組合等（以下「特定基盤的技術産業組合等」という。）が、承認高度化等計画又は承認高度化等円滑化計画で定める賦課の基準（次項及び第三項において單に「賦課の基準」という。）に基づいて、その構成員

（源泉徴収所得税等）

**第七十六条** 更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（源泉徴収所得税等）

**第二百四十二条** 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（課税の特例）

**第十九条** 第二条第五項第六号に掲げる者であつて第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化等円滑化商工組合等（以下「特定基盤的技術産業組合等」という。）が、承認高度化等計画又は承認高度化等円滑化計画で定める賦課の基準（次項及び第三項において單に「賦課の基準」という。）に基づいて、その構成員

たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 特定基盤的技術産業組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究の費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。  
3 特定基盤的技術産業組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額又は連結所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

（中小企業投資育成株式会社法の特例等の規定の準用）

第二十七条 第十五条から第十八条までの規定は、承認進出中小企業者又は承認進出円滑化商工組合等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第一項

省略						
省略						

（中小企業投資育成株式会社法の特例等の規定の準用）

第二十七条 第十五条から第十八条まで及び第十九条第一項から第四項までの規定は、承認進出中小企業者又は承認進出円滑化商工組合等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上						
----	----	----	----	----	----	----

同上						
----	----	----	----	----	----	----

										第十六条第一項の表 (第三条第一項の項を除く。)並びに第十六条第二項及び第三項	第三条第一項の項	第十六条第一項の表
省略	省略	省略										
省略	省略	省略										

										同上	同上	同上
第十九条第二項										同上	同上	同上
第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化された「特定基盤的技術産業組合等」(以下「組合等」という。)	同上											
下「特定中小企業組合等」(以下「中小企業組合等」という。)	同上											

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

**第一百八十三条** 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

##### 第九条 省 略

##### 254 省 略

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一條第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの(新所得税法第十一條第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。)については、旧所得税法第十一條(第四項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二号)の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは、「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項(定義)に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは、「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは、「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項(定義)に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは、「又は収益の分配」とする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

##### 第九条 同 上

##### 254 同 上

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一條第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの(新所得税法第十一條第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。)については、旧所得税法第十一條(第四項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二号)の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは、「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項(定義)に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは、「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは、「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項(定義)に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは、「又は収益の分配」とする。

第四項	第十九条第三項及び等	特定基盤的技術産業組合	承認高度化等計画	承認進出円滑化計画	承認進出計画
-----	------------	-------------	----------	-----------	--------

## (マ) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正(平成十四年法律第七十

**第一百八十四条** マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十  
八号)の一部を次のように改正する。

**第四十四条** 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション建替組合を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」とする。

## 2 省略

## (石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正)

**第一百八十五条** 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

十五	削除

(建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
**第一百八十六条** 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

**第四十四条** 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項及び第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション建替組合を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」とする。

## 2 同上

## 附則

## (登録免許税法の一部を次のように改正する。)

**第二十九条** 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三中十五の項を次のように改める。

十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げ、二十一の二の項を二十一の項とする。

十五	削除

## 附 則

### (租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項第六号中「第一条第四号」を「第一条第一項第四号」に、「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第六号」を「第二条第一項第五号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改める。  
第一項第六号に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

### (会社更生法の一部改正)

第一百八十七条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第六十二条の三第四項第六号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第六号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第一項第六号に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

### (源泉徴収所得税等)

第一百一十九条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

### (源泉徴収所得税等)

第一百一十九条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

### (登録免許税の特例)

第二百五十二条 省略

257 省略

### (登録免許税の特例)

第二百五十二条 同上

257 同上

## 第六条 同 上

### (租税特別措置法の一部改正)

第六条 同上

第三十一条の二第一項第五号中「第一条第四号」を「第一条第一項第四号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改める。

8 更生計画において当該更生計画の定めに基づき設立された株式会社が更生会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十二条の規定にかかわらず、不動産に関する権利に係る登記にあっては千分の一・五とし、船舶に関する権利

8 更生計画において当該更生計画の定めに基づき設立された株式会社が更生会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。ただし、当該登記につき当該税率を適用して計算した登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額を超える

に係る登記にあつては千分の四とする。ただし、これらの登記につきこれらの税率を適用して計算した登録免許税の額がこれらの規定を適用して計算した登録免許税の額を超えるときは、この限りでない。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十八条 前条の規定（第二百二十九条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、前条の規定による改正後の会社更生法第二百二十九条の規定を適用する。

2 前条の規定による改正後の会社更生法第二百五十二条第八項の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

ときは、この限りでない。